

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	個人住民税の賦課に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大東市は、個人住民税賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

個人住民税の賦課に関する事務に関しては、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

大東市長

## 公表日

令和7年8月8日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所



システム2～5									
システム2									
①システムの名称	住民税申告支援システム								
②システムの機能	<p>①各種データ取込</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宛名情報取込機能 対象年度の入力処理を行うための宛名情報を取り込む。</li> <li>・課税資料情報取込機能 給与支払報告書情報、年金支払報告書情報を取り込む。</li> <li>・社会保険料収納情報取込機能 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の収納情報を取り込む。</li> </ul> <p>②課税資料情報入力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払報告書情報入力機能 給与支払報告書情報、年金支払報告書情報を入力する。</li> <li>・申告情報入力機能 申告内容に基づき所得情報や控除情報を入力し、確定申告、または住民税申告書の作成を行う。</li> </ul> <p>③課税資料チェック機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各課税資料の関連チェックを行う。</li> </ul> <p>④当初賦課データ作成機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人住民税システムで取り込まれる当初課税用ファイルの作成を行う。</li> </ul>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 ( )</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ( )									
システム3									
①システムの名称	eLTAXシステム								
②システムの機能	<p>地方税における電子申告、電子申請・届出に係るデータを、一般社団法人地方税電子化協議会からeLTAXを通じて各地方公共団体へ送信する。</p> <p>①給与支払報告書や公的年金等支払報告書のダウンロード機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金保険者からの年金支払報告書、事業所等からの給与支払報告書を電子データで受信する。</li> </ul> <p>②特別徴収税額通知データの送信機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与所得者又は年金所得者の特別徴収税額決定通知データを年金保険者や事業所等へ送信する。</li> </ul> <p>③申告データ審査・照会機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税電子申告の申告データ審査と管理を行う。</li> </ul> <p>④申請・届出データ審査・照会機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与支払報告書、公的年金等支払報告書、特別徴収事務に関係する申請書(異動届出書等)の審査と管理を行う。</li> </ul>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 地方税ポータルセンタ(eLTAX) )</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 地方税ポータルセンタ(eLTAX) )	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 地方税ポータルセンタ(eLTAX) )									
システム4									
①システムの名称	国税連携システム								
②システムの機能	<p>所得税確定申告書等に係るデータ(国税連携データを、一般社団法人地方税電子化協議会を経由して各地方公共団体へ送信する。</p> <p>①確定申告データ(e-TAXデータ、KSKデータ)ダウンロード機能</p> <p>②確定申告イメージデータ(KSKイメージデータ)ダウンロード機能</p> <p>③確定申告データの検索、印刷機能</p> <p>④団体間回送機能</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 地方税ポータルセンタ(eLTAX) )</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 地方税ポータルセンタ(eLTAX) )	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 地方税ポータルセンタ(eLTAX) )									



システム7									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>①符号管理機能 ・情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>②情報照会機能 ・情報照会ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>③情報提供機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会請求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>④既存システム接続機能 ・中間サーバーと各事務システム、宛名統合システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し管理する。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能 ・特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。</p> <p>⑦データ送受信機能 ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能 ・セキュリティを管理する。</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>⑩システム管理機能 ・バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管切れの情報の削除を行う。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 (	)
<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 (	)								
システム11～15									
システム16～20									

3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条(利用範囲)第1項別表の24の項</li> <li>・大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第4条第2項第3項</li> </ul> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)(以下「別表省令」)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別表省令 第16条</li> </ul>
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表2</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表2における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項)</li> </ul> <p>(番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)</li> </ul>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 課税課
②所属長の役職名	課税課長
7. 他の評価実施機関	
—	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市内および市外在住の課税対象者、市外在住の被扶養者
その必要性	住民税の公平・公正な賦課を行うにあたり、必要範囲の特定個人情報を有する必要がある。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
	その妥当性
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	総務部課税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、保険年金課、保険収納課、生活福祉課、高齢介護室、障害福祉課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 国税庁、年金支払者(日本年金機構のみ) ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 各市区町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( 給与支払者、年金支払者(日本年金機構を除く) ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( eLTAX、国税連携、団体内統合宛名システム )	
③使用目的 ※	各種申告書の受付、住民税額の算出・通知、証明書の発行	
④使用の主体	使用部署	総務部課税課 証明発行のみ:総務部市民課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	①各入手元から取得した申告情報を基に賦課情報を作成する。 ②税額通知書作成の委託先に賦課情報を提供する。(当初賦課のみ) ③納税義務者、公的年金等支払者及び事業所(特別徴収義務者)へ税額を通知する。 ④賦課情報に基づき、申請に応じて課税(所得)・非課税証明書を発行する。 ⑤必要に応じて徴収方法の変更、税額変更等を行う。	
情報の突合	・住基情報と申告情報を突合し、所得額、控除額を確認する。 ・申告情報と生活保護関係情報を突合し、非課税者を確認する。 ・申告情報と障害者関係情報を突合し、課税・非課税及び税額を決定する。	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 4 ) 件	
<b>委託事項1</b>		
住民税システム保守業務		
①委託内容	個人住民税システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
株式会社 日立システムズ		
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項2～5</b>		
<b>委託事項2</b>		
eLTAXの運用管理		
①委託内容	eLTAXの運用管理に関する委託	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
株式会社 TKC		
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項3</b>		
申告情報のパンチ入力・スキヤニング業務		
①委託内容	申告情報(給与・年金支払報告書及び確定申告書、市・府民税申告書)のパンチ入力、画像ファイル作製	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
毎年度入札により委託先を決定している。		
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

<b>委託事項4</b>		納税通知書等の封入・封緘
①委託内容		納税通知書等の裁断、圧着、封入封緘
②委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満         ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		毎年度入札により委託先を決定している。
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない         ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項6～10</b>		
<b>委託事項11～15</b>		
<b>委託事項16～20</b>		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 77 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 19 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表1の項及び第3条
②提供先における用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2～5	
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表2の項及び第4条
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に係る事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	健康保険法による保険給付の支給に係る事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先3</b>	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表3の項及び第5条
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先4</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表5の項及び第7条
②提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先5</b>	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表7の項及び第9条
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先6</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表11の項及び第13条
②提供先における用途	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先7</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表13の項及び第15条
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先8</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表15の項及び第17条
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先9</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表20の項及び第22条
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先10</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表20の項及び第22条
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度



<b>提供先13</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42の項及び第44条
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先14</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項及び第50条
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先15</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表49の項及び第51条
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先16～20</b>	
<b>提供先16</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表58の項及び第60条
②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第60条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先17</b>	共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表58の項及び第60条
②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第60条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先18</b>	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表53の項及び第55条
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先19</b>	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表53の項及び第55条
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先20</b>	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表57の項及び第59条
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>移転先1</b>	福祉・子ども部 障害福祉課・こども家庭室	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表(第9項)	
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	
③移転する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等	
⑥移転方法	<input type="radio"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (         )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度	
<b>移転先2～5</b>		
<b>移転先2</b>	福祉・子ども部 こども家庭室	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表(第10項)	
②移転先における用途	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	
③移転する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等	
⑥移転方法	<input type="radio"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (         )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度	

<b>移転先3</b>	保健医療部 地域保健課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表(第14項)	
②移転先における用途	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	
③移転する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度	
<b>移転先4</b>	福祉・子ども部 生活福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表(第23項)	
②移転先における用途	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	
③移転する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度	

<b>移転先5</b>	総務部 納税債権課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表(第24項)	
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定められた用途	
③移転する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等	
⑥移転方法	<input type="radio"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度	
<b>移転先6～10</b>		
<b>移転先6</b>	都市経営部 市営住宅管理課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表(第27項)	
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	
③移転する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="radio"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度	

<b>移転先7</b>	保健医療部 保険年金課・保険収納課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表(第44項)	
②移転先における用途	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	
③移転する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (       )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度	
<b>移転先8</b>	保健医療部 保険年金課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表(第46項)	
②移転先における用途	国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定められた用途	
③移転する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (       )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度	

<b>移転先9</b>	福祉・子ども部 こども家庭室
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表(第56項)
②移転先における用途	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
<b>移転先10</b>	福祉・子ども部 福祉政策課/保健医療部 高齢介護室
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表(第61項)
②移転先における用途	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input checked="" type="radio"/> ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度

移転先11～15	
移転先11	福祉・子ども部 こども家庭室
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表(第65項)
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
移転先12	福祉・子ども部 こども家庭室
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表(第67項)
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度

<b>移転先13</b>	福祉・子ども部 こども家庭室
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表(第70項)
②移転先における用途	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
<b>移転先14</b>	福祉・子ども部 こども家庭室
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表(第81項)
②移転先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input type="radio"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度

<b>移転先15</b>	保健医療部 保険年金課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表(第85項)	
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	
③移転する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度	
<b>移転先16～20</b>		
<b>移転先16</b>	福祉・子ども部 生活福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表(第95項)	
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	
③移転する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度	

<b>移転先17</b>	保健医療部 高齢介護室	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表(第100項)	
②移転先における用途	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	
③移転する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度	
<b>移転先18</b>	福祉・子ども部 障害福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表(第117項)	
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	
③移転する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度	

<b>移転先19</b>	福祉・子ども部 こども家庭室	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表(第127項)	
②移転先における用途	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度	
<b>移転先20</b>	福祉・子ども部 生活福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項および大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第2	
②移転先における用途	外国人に対する生活保護の措置に関する事務	
③移転する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度	

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

＜本市における措置＞

- ①データセンター内及び入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要。
- ②課税資料(紙媒体)、届出書等の保管年限内は、施錠された保管庫での保管を義務付けている。

＜国税連携システム・eLAXシステムにおける措置＞

サーバーは一般社団法人地方税電子化協議会内のデータセンターに設置しており、本市においては当該サーバーへのアクセス権限を有する端末のみを使用する。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・日本国内でデータを保管している。

- ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。

・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

- ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

## 7. 備考

—

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1.自治体コード、2.個人番号、3.対象年度、4.履歴番号、5.サブ履歴番号、6.初期登録業務日時、7.更新業務日時、8.更新システム日時、9.更新コンピュータ名、10.更新ユーザID、11.有効フラグ、12.決裁状態、13.旧自治体コード、14.地域台帳番号、15.世帯台帳番号、16.個人台帳番号、17.世帯番号、18.混合世帯番号、19.氏名が、20.編集済氏名が、21.氏名漢字、22.編集済氏名漢字、23.宛名郵便番号、24.宛名住所コード、25.宛名住所、26.宛名地番、27.宛名地番数値1、28.宛名地番数値2、29.宛名地番数値3、30.宛名方書が、31.宛名方書漢字、32.世帯主氏名が、33.世帯主氏名漢字、34.性別区分、35.生年月日、36.元号フラグ、37.続柄コード、38.続柄名称漢字、39.電話番号、40.宛名行政区コード、41.住民区分、42.宛名消除区分、43.宛名増減事由コード、44.増減異動日、45.記載順位、46.旧氏名が、47.旧氏名漢字、48.外国人本名、49.検索用氏名が、50.検索用旧氏名が、51.遡り異動対象区分フラグ、52.遡り対象判定年月日、53.履歴判定、54.徴収区分、55.決議年月日、56.住民税異動区分コード、57.異動年月日、58.住民税整理番号、59.賦課課税区分コード、60.書式区分、61.無職無収入コード、62.均等割区分、63.均等割パターン番号、64.入力区分、65.営業所得額、66.農業所得額、67.その他事業所得額、68.不動産所得額、69.利子所得額、70.配当所得額、71.配当所得額、72.株式配当所得額、73.公募外貸配当所得額、74.公募他配当所得額、75.その他配当所得額、76.所得税配当所得額、77.所得税株式配当所得額、78.所得税公募外貸配当所得額、79.所得税公募他配当所得額、80.所得税その他配当所得額、81.給与所得額、82.主たる給与支払額、83.従たる給与支払額、84.給与支払額内数従者給与額、85.特定支出控除額、86.雑所得額、87.公的年金支払額、88.年金雑所得額、89.その他雑所得額、90.総合譲渡短期所得額、91.総合譲渡短期差引額、92.総合譲渡長期所得額、93.総合譲渡長期差引額、94.総合譲渡分別特別控除額、95.総合譲渡特別設定額、96.総合譲渡逆算額、97.一時所得額、98.一時所得額、99.総合一時所得額、100.短期一般所得額、101.短期一般差引額、102.短期一般特別控除額、103.短期軽減所得額、104.短期軽減差引額、105.短期軽減特別控除額、106.長期一般所得額、107.長期一般差引額、108.長期一般特別控除額、109.長期特定所得額、110.長期特定差引額、111.長期特定特別控除額、112.長期軽減所得額、113.長期軽減差引額、114.長期軽減特別控除額、115.長期特別所得額、116.長期特別差引額、117.長期特別特別控除額、118.土地等雑所得額、119.超短期所得額、120.株式譲渡所得額、121.株式譲渡一般分所得額、122.株式譲渡新規公開分所得額、123.株式譲渡特別控除額、124.商品先物取引所得額、125.山林所得額、126.山林特別控除額、127.退職所得額、128.退職所得控除額、129.退職支払額、130.市町村源泉退職所得割額、131.都道府県源泉退職所得割額、132.勤続年数、133.就職年月日、134.退職年月日、135.総合退職所得額、136.総合退職特別控除額、137.特例適用条文1、138.特例適用条文2、139.特例適用条文3、140.変動所得額、141.前年変動所得額、142.前々年変動所得額、143.臨時所得額、144.平均課税対象金額、145.免税所得額、146.肉用牛売却価格、147.肉用牛免税対象所得額、148.肉用牛免税対象外所得額、149.非課税所得額、150.申告0円所得区分01、151.申告0円所得区分02、152.申告0円所得区分03、153.申告0円所得区分04、154.申告0円所得区分05、155.申告0円所得区分06、156.申告0円所得区分07、157.申告0円所得区分08、158.申告0円所得区分09、159.申告0円所得区分10、160.最高所得区分、161.総所得金額、162.合計所得金額、163.総所得金額等、164.所得税総所得金額、165.所得税合計所得金額、166.所得税総所得金額等、167.総合損通所得額、168.総合長期損通所得額、169.総合長期損通所得額、170.短期一般損通所得額、171.短期軽減損通所得額、172.長期一般損通所得額、173.長期特定損通所得額、174.長期軽減損通所得額、175.長期特別損通所得額、176.土地等雑損通所得額、177.超短期損通所得額、178.山林損通所得額、179.株式譲渡損通所得額、180.商品先物取引損通所得額、181.退職損通所得額、182.所得税総所得損通所得額、183.所得税総合長期損通所得額、184.所得税総合長期損通所得額、185.所得税短期一般損通所得額、186.所得税短期軽減損通所得額、187.所得税長期一般損通所得額、188.所得税長期特定損通所得額、189.所得税長期軽減損通所得額、190.所得税長期特別損通所得額、191.所得税土地等雑損通所得額、192.所得税超短期損通所得額、193.所得税株式譲渡損通所得額、194.所得税商品先物取引損通所得額、195.所得税山林損通所得額、196.所得税退職損通所得額、197.雑控除額、198.医療費控除額、199.社会保険料控除額、200.小規模共済控除額、201.生命保険料控除額、202.所得税生命保険料控除額、203.生命保険料支払額、204.個人年金保険料支払額、205.損害保険料控除額、206.所得税損害保険料控除額、207.損害保険料支払額、208.長期損害保険料支払額、209.寄付控除額、210.寄付控除額、211.所得税寄付金控除額、212.合計控除額、213.所得税合計控除額、214.控除該当コード、215.配偶者区分、216.配偶有無区分フラグ、217.配偶者特別控除額、218.所得税配偶者特別控除額、219.配偶者合計所得金額、220.扶養一般該当人数、221.扶養年少該当人数、222.扶養特等該当人数、223.扶養老人該当人数、224.扶養同居老人該当人数、225.扶養特等該当人数、226.扶養同居特等該当人数、227.扶養普請該当人数、228.未成年該当コード、229.老年人該当コード、230.寡婦該当コード、231.障害者該当コード、232.勤労学生該当コード、233.住民税申告区分、234.本専区区分、235.専区区分、236.青色専従該当人数、237.白色専従該当人数、238.専従者控除額、239.繰越損失額、240.純損失額、241.繰越繰越損失額、242.雑損失額、243.特定株式損失額、244.当年純損失額、245.当年譲渡繰越損失額、246.当年雑損失額、247.当年特定株式損失額、248.前純損失額、249.前譲渡繰越損失額、250.前雑損失額、251.前特定株式損失額、252.前々純損失額、253.前々譲渡繰越損失額、254.前々雑損失額、255.前々特定株式損失額、256.所得税総所得課税額、257.所得税短期一般課税額、258.所得税短期軽減課税額、259.所得税長期一般課税額、260.所得税長期特定課税額、261.所得税長期軽減課税額、262.所得税長期特別課税額、263.所得税土地等雑課税額、264.所得税超短期課税額、265.所得税株式課税額、266.所得税商品先物取引課税額、267.所得税山林課税額、268.所得税退職課税額、269.総所得課税額、270.短期一般所得課税額、271.短期軽減所得課税額、272.長期一般所得課税額、273.長期特定所得課税額、274.長期軽減所得課税額、275.長期特別所得課税額、276.土地等雑所得課税額、277.超短期所得課税額、278.株式所得課税額、279.商品先物取引所得課税額、280.山林所得課税額、281.退職所得課税額、282.所得税配当控除額、283.住宅借入金特別控除額、284.その他特別控除額、285.定率控除前所得課税額、286.所得税災害減免額、287.所得税外国税額控除額、288.所得税特別減税額、289.所得税定率控除額、290.定率控除後所得課税額、291.所得課税額、292.所得課税額フラグ、293.総所得課税額、294.短期一般課税額、295.短期軽減課税額、296.長期一般課税額、297.長期特定課税額、298.長期軽減課税額、299.長期特別課税額、300.土地等雑課税額、301.超短期課税額、302.株式課税額、303.商品先物取引課税額、304.山林課税額、305.退職課税額、306.市町村総所得所得割額、307.市町村短期一般所得割額、308.市町村短期軽減所得割額、309.市町村長期一般所得割額、310.市町村長期特定所得割額、311.市町村長期軽減所得割額、312.市町村長期特別所得割額、313.市町村土地等雑所得割額、314.市町村超短期所得割額、315.市町村株式所得割額、316.市町村商品先物取引所得割額、317.市町村山林所得割額、318.市町村退職所得割額、319.市町村算出所得割額、320.市町村配当控除額、321.市町村外国税額控除額、322.市町村調整額、323.市町村特別減税額、324.市町村定率控除額、325.市町村免税額、326.市町村所得割額、327.市町村端数切捨所得割額、328.市町村特別減税前所得割額、329.市町村定率控除前所得割額、330.市町村均等割額、331.市町村民税額、332.都道府県総所得所得割額、333.都道府県短期一般所得割額、334.都道府県短期軽減所得割額、335.都道府県長期一般所得割額、336.都道府県長期特定所得割額、337.都道府県長期軽減所得割額、338.都道府県長期特別所得割額、339.都道府県土地等雑所得割額、340.都道府県超短期所得割額、341.都道府県株式所得割額、342.都道府県商品先物取引所得割額、343.都道府県山林所得割額、344.都道府県退職所得割額、345.都道府県算出所得割額、346.都道府県配当控除額、347.都道府県外国税額控除額、348.都道府県調整額、349.都道府県特別減税額、350.都道府県定率控除額、351.都道府県免税額、352.都道府県所得割額、353.都道府県端数切捨所得割額、354.都道府県特別減税前所得割額、355.都道府県定率控除前所得割額、356.都道府県均等割額、357.都道府県民税額、358.課税非課税区分コード、359.所得割非課税額、360.均等割非課税額、361.年税額、362.市町村所得割減免額、363.市町村均等割減免額、364.都道府県所得割減免額、365.都道府県均等割減免額、366.株式譲渡上場所得額、367.所得税株式譲渡上場所得額、368.所得税株式譲渡所得額、369.株式譲渡フラグ、370.株式譲渡上場損通所得額、371.所得税株式譲渡上場損通所得額、372.株式上場課税額、373.所得税株式上場課税額、374.肉牛軽減課税額、375.市町村株式上場所得割額、376.都道府県株式上場所得割額、377.市町村肉牛軽減所得割額、378.都道府県肉牛軽減所得割額、379.株式上場所得課税額、380.肉牛軽減所得課税額、381.株式含む合計所得金額、382.先物取引損失額、383.当年先物取引損失額、384.前々先物取引損失額、385.前々先物取引損失額、386.配当割控除額、387.株式譲渡割控除額、388.市町村定率控除後所得割額、389.都道府県定率控除後所得割額、390.控除超過額、391.居住用特定譲渡所得額、392.居住用特定損失額、393.市町村株式譲渡配当割控除額、394.都道府県定率譲渡配当割控除額、395.市町村65歳以上の特例控除額、396.都道府県65歳以上の特例控除額、397.市町村調整控除額、398.都道府県調整控除額、399.市町村控除不足額、400.都道府県控除不足額、401.市町村内充当額、402.都道府県内充当額、403.市町村外充当額、404.都道府県外充当額、405.標準税率市町村総所得、406.標準税率市町村山林、407.標準税率市町村退職、408.標準税率市町村算出所得割、409.標準税率市町村調整額、410.標準税率定率控除前市町村所得割、411.標準税率定率控除後市町村所得割額、412.標準税率市町村65歳以上の特例控除額、413.標準税率市町村所得割、414.標準税率市町村所得割端数切捨、415.標準税率市町村均等割、416.標準税率市町村均等割、417.標準税率市町村均等割、418.標準税率市町村均等割、419.標準税率市町村均等割、420.標準税率市町村均等割、421.標準税率市町村均等割、422.標準税率市町村均等割、423.標準税率市町村均等割、424.標準税率市町村均等割、425.標準税率市町村均等割、426.標準税率市町村均等割、427.政党等寄付金特別控除額、428.耐震改修特別控除額、429.住宅借入金特別控除可能額、430.市町村住宅借入金特別控除可能額、431.都道府県住宅借入金特別控除可能額、432.市町村税源移譲減額、433.都道府県税源移譲減額、434.標準税率市町村税源移譲減額、435.標準税率市町村税源移譲減額、436.国税更正日、437.登録区分、438.寄附金控除自治体分、439.寄附金控除都道府県指定分、440.寄附金控除市町村指定分、441.内私的年金支払額、442.住民税金種別、443.基礎控除対象額、444.市町村寄附金控除額、445.都道府県寄附金控除額、446.内年金額、447.内特徴額、448.三徴額、449.居住開始年月日、450.住宅控除区分、451.住宅借入金残高、452.居住開始年月日、453.住宅控除区分、454.住宅借入金残高、455.山林純損失額、456.当年山林純損失額、457.前山林純損失額、458.前々山林純損失額、459.株式配当損失額、460.分離配当所得額、461.分離配当損通所得額、462.所得税分離配当損通所得額、463.投資所得課税額、464.所得税分離配当課税額、465.所得税分離配当課税額、466.分離配当課税額、467.所得税分離配当所得額、468.市町村分離配当所得割額、469.都道府県分離配当所得割額、470.年金本徴収額、471.年金仮徴収月数、472.年金仮徴収期別税額、473.控除不足反映済額、474.徴収税額特徴分、475.市町村所得割額特徴分、476.市町村均等割額特徴分、477.都道府県所得割額特徴分、478.都道府県均等割額特徴分、479.徴収税額普徴分、480.市町村所得割額普徴分、481.市町村均等割額普徴分、482.都道府県所得割額普徴分、483.都道府県均等割額普徴分、484.徴収税額半額年金分、485.市町村所得割額半額年金分、486.市町村均等割額半額年金分、487.都道府県所得割額半額年金分、488.都道府県均等割額半額年金分、489.徴収税額年金分、490.市町村所得割額年金分、491.市町村均等割額年金分、492.都道府県所得割額年金分、493.都道府県均等割額年金分、494.標準税率徴収税額特徴分、495.標準税率市町村所得割額特徴分、496.標準税率市町村均等割額特徴分、497.標準税率市町村均等割額特徴分、498.標準税率市町村均等割額特徴分、499.標準税率徴収税額普徴分、500.標準税率市町村所得割額普徴分、501.標準税率市町村均等割額普徴分、502.標準税率市町村均等割額普徴分、503.標準税率市町村均等割額普徴分、504.標準税率徴収税額半額年金分、505.標準税率市町村所得割額半額年金分、506.標準税率市町村均等割額半額年金分、507.標準税率市町村均等割額半額年金分、508.標準税率市町村均等割額半額年金分、509.標準税率徴収税額年金分、510.標準税率市町村所得割額年金分、511.標準税率市町村均等割額年金分、512.標準税率市町村均等割額年金分、513.標準税率市町村均等割額年金分、514.年金内訳切替額、515.徴収税額変更額、516.特徴内訳保有額、517.通知書番号、518.徴収額内訳番号、519.徴収額内訳番号、520.事業所個人番号、521.受給者番号、522.普徴事業所番号、523.住民税異動事由コード1、524.住民税異動事由コード2、525.還付加算用住民税更正事由、526.法定納期限等、527.変更開始月期、528.徴収済月期、529.供徴普徴変更期、530.供徴普徴徴収済月期、531.随時処理額、532.差引課税額、533.既課税額、534.期別06月01期税額、535.賦課年度01、536.納期限01、537.期別07月02期税額、538.賦課年度02、539.納期限02、540.期別08月03期税額、541.賦課年度03、542.納期限03、543.期別09月04期税額、544.賦課年度04、545.納期限04、546.期別10月05期税額、547.賦課年度05、548.納期限05、549.期別11月06期税額、550.賦課年度06、551.納期限06、552.期別12月07期税額、553.賦課年度07、554.納期限07、555.期別01月08期税額、556.賦課年度08、557.納期限08、558.期別02月09期税額、559.賦課年度09、560.納期限09、561.期別03月10期税額、562.納期限10、563.納期限10、564.期別04月11期税額、565.賦課年度11、

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>①住民情報の入手については、個人住民税システムに登録した情報を庁内連携機能で取得するため、課税対象候補となりうる住民以外の情報を入手することはない。</p> <p>②住民からの申告情報の入手については、窓口での個人番号カードその他本人確認書類の確認や個人番号の真正性確認を実施し、対象者以外については本来の該当市区町村への申告を住民に伝えている。</p> <p>③代理人が申請・申告等をする場合であっても、委任状の提出及び代理人の身分証明書の提示、確認を行っている。</p> <p>④情報照会については個人単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報入手の抑止を図っている。アクセスログ(証跡)については完全性を担保し、改ざんできないよう対策を講じている。</p> <p>⑤他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本情報に基づいて、課税対象者と合致するかを確認し、対象者以外の情報が存在した場合には本来の提出先団体へ回送処理を行う。</p> <p>⑥本人が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面書式とする。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置&gt;</p> <p>①庁内連携機能からの宛名情報等の入手については、データセンター及び入退室管理をしている本庁舎内のサーバーへの通信に限定することで、情報の搾取・奪取が行われないようにする。</p> <p>②庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、生体認証による認証を行い、アクセス権限を有しない職員のなりすましによる入手への対策を講じている。また、当該情報に接続可能な端末を予め登録し、許可された機器に限定した入手方法とすることで、対象外の機器からの入手が行われないようにする。</p> <p>&lt;入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置&gt;</p> <p>①入手した情報については、窓口での聞き取りや本人確認書類との照会などを確認することで正確性を確保している。</p> <p>②正確性に疑義が生じた場合は税務調査を行い、適宜修正することで正確性を確保している。</p> <p>③庁内連携や情報提供ネットワークを利用して情報の正確性を確保している。</p> <p>&lt;入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置&gt;</p> <p>①住民からの申請・申告情報の入手にあたっては、限られた窓口・職員とし、申請・申告書等の保管場所の施錠管理を徹底することで、漏えい・紛失を防止する。</p> <p>②課税課外での申告については、責任者が申告書を取りまとめ確実に持ち帰っている。</p> <p>③委託業者とは秘密保持契約を締結し、委託会社へセキュリティ管理の報告を求めたり、必要に応じて現地確認を行う。</p> <p>④封入・封緘の際は、納付書と通知書の宛名、住所、年度等が一致するか確認し発送している。</p>	



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	以下を定めている。 ・第三者への提供、開示、漏洩の禁止 ・目的外利用の禁止 ・無断複製の禁止 ・契約終了後の返還、廃棄、消去 ・安全管理体制の整備、確保、報告	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	①移転・提供については、番号法及び条例の規定に基づき認められる範囲内に限定している。 ②庁内のデータ連携については、個人情報提供申請書による申請が必要で、許可したもののみが可能となっている。	
その他の措置の内容	サーバー室への入退室及びシステムへのアクセス権を厳格に管理し、原則情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		



7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>[ 十分に行っている ]</span> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない         </div> </div>
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>[ 発生なし ]</span> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 発生あり 2) 発生なし         </div> </div>
その内容	
再発防止策の内容	

<p>その他の措置の内容</p>	<p>●物理的対策          &lt;本市における措置&gt;          ①特定個人情報を保管するサーバ設置場所には、入退室管理を行う。          ②特定個人情報を扱う職員が離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに施錠保管する。          ③特定個人情報を保管したPCはセキュリティワイヤにより盗難防止を行い、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、パスワード付きスクリーンセーバーを利用する。          ④特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守する。          ⑤特定個人情報を保管するサーバに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じる。          ⑥特定個人情報を保管するサーバは定期保守を実施することで情報の毀損等への対策を図り、定期保守を実施する際には、事業者による漏えい等を防ぐため、秘密保持契約や情報を消去した状態にする等の対策を実施する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・日本国内でデータを保管している。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>●技術的対策          &lt;本市における措置&gt;          ①ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。          ②OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフト(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。          ③ウィルスメール/スパムメール対策システムを導入している。          ④ファイアウォールにより、特定個人情報へのアクセスを制御している。          ⑤外部ネットワークから受信したファイルは、インターネットのゲートウェイにおいてコンピュータウイルス等の不正プログラムのチェックを行い、不正プログラムのシステムへの侵入を防止している。          ⑥使用されていないポートを閉鎖している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。          ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。          ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。②地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。⑤地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。⑦地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>&lt;選択肢&gt;          [ 十分である ]      1) 特に力を入れている      2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>&lt;特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置&gt;          ・基本的に届出・申請等に基づき、更新を実施しているが、情報に誤りがある場合は、職権によって修正を行っている。</p> <p>&lt;特定個人情報が消去されずにいつまでも存在するリスクに対する措置&gt;          ①申告書等は、大東市文書取扱規程に基づき保管及び廃棄を行う。          ②磁気ディスクの廃棄時は、物理的粉砕等により復元・読み取りができない状態にする。          ③帳票等についてはシュレッダーによる裁断もしくは秘密保持契約を交わした専門業者による焼却処分を行う。</p>	

<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>初任時、及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施するとしている。          ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
<b>10. その他のリスク対策</b>	
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;          ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。          ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。          具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	大東市総務部課税課 〒574-8555 大東市谷川1丁目1番1号 072-872-2181(代)
②請求方法	指定書式の書面提出による受付
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	大東市総務部課税課 〒574-8555 大東市谷川1丁目1番1号 072-872-2181(代)
②対応方法	問い合わせ時受付時に記録票等を記載

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年6月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転	—	移転先の追加	事後	記載内容追加
平成29年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	介護保険課	高齢介護室	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転 先10	高齢支援課	高齢介護室	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転 先17	介護保険課	高齢介護室	事後	
平成30年4月1日	6. 評価実施機関における担当 部署	課税課長 中村 敬治	課税課長 河野 剛	事後	人事異動による
令和1年6月28日				事前	再実施
令和3年9月1日	I基本情報 5. 情報提供ネット ワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提出 先1～20	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移 転先5	納税課	納税債権課	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移 転先6	街づくり部 建築課	都市整備部 都市整備室 建築課	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移 転先1、2、9、11～14、19	子ども室	こども家庭室	事後	年次見直しによる
令和5年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移 転先6	都市整備部 都市整備室 建築課	都市経営部 市営住宅管理課	事後	年次見直しによる

令和6年6月28日				事前	再実施
令和6年6月28日	I基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 個人・法人(給与・報酬・配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等)から提出された賦課資料に基づき、個人住民税を賦課する。 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 個人・法人(給与・報酬・配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等)から提出された賦課資料に基づき、個人住民税を賦課する。 なお、これらの事務に関して、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事後	法改正に伴う根拠法令の整理
令和6年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提出先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第1項)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表1の項及び第3条	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提出先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第2項)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表2の項及び第4条	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提出先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第3項)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表2の項及び第5条	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提出先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第4項)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表5の項及び第7条	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提出先5 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第6項)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表7の項及び第9条	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提出先6 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第8項)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表11の項及び第13条	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提出先7 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第9項)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表13の項及び第15条	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理

令和6年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提出先8 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第11項)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表15の項及び第17条	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提出先9、10 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第16項)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表20の項及び第22条	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提出先11 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第18項)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表28の項及び第30条	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提出先12 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第23項)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表39の項及び第41条	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提出先13 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第26項)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42の項及び第44条	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提出先14 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第27項)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項及び第50条	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提出先15 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第28項)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表49の項及び第51条	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提出先16、17 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第29項)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表58の項及び第60条	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提出先16、17 ②提出先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第60条で定めるもの	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提出先18、19 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第31項)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表53の項及び第55条	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理

令和6年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提出先20 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第34項)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表57の項及び第59条	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第一(第8項)	番号法第9条第1項 別表(第9項)	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第一(第9項)	番号法第9条第1項 別表(第10項)	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先3 ①法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第一(第10項)	番号法第9条第1項 別表(第14項)	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先4 ①法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第一(第15項)	番号法第9条第1項 別表(第23項)	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先5 ①法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第一(第16項)	番号法第9条第1項 別表(第24項)	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先6 ①法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第一(第19項)	番号法第9条第1項 別表(第27項)	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先7 ①法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第一(第30項)	番号法第9条第1項 別表(第44項)	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先8 ①法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第一(第31項)	番号法第9条第1項 別表(第46項)	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先9 ①法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第一(第37項)	番号法第9条第1項 別表(第56項)	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先10 ①法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第一(第41項)	番号法第9条第1項 別表(第61項)	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理

令和6年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先11 ①法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第一(第45項)	番号法第9条第1項 別表(第65項)	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先12 ①法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第一(第47項)	番号法第9条第1項 別表(第67項)	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先13 ①法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第一(第49項)	番号法第9条第1項 別表(第70項)	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先14 ①法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第一(第56項)	番号法第9条第1項 別表(第81項)	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先15 ①法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第一(第59項)	番号法第9条第1項 別表(第85項)	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先16 ①法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第一(第63項)	番号法第9条第1項 別表(第95項)	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先17 ①法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第一(第68項)	番号法第9条第1項 別表(第100項)	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先18 ①法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第一(第84項)	番号法第9条第1項 別表(第117項)	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先19 ①法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第一(第94項)	番号法第9条第1項 別表(第127項)	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年6月28日	I基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日号外法律第27号) ・番号法第9条(利用範囲)別表第一の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令 第16条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号)(以下「番号法」) ・番号法第9条(利用範囲)第1項別表の24の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)(以下「別表省令」) ・別表省令 第16条	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理

<p>令和6年6月28日</p>	<p>I 基本情報 5. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表2</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表2における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収、地方税又は森林環境税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって第50条で定めるもの」が含まれる項(48の項及び50条)</p>	<p>事後</p>	<p>法改正に伴う根拠法令、条項の整理</p>
<p>令和7年8月8日</p>	<p>I 基本情報 4. 個人情報の利用</p>	<p>・番号法第9条(利用範囲)第1項別表の24の項</p>	<p>・大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第4条第2項第3項</p>	<p>事後</p>	<p>条例改正に伴う変更</p>

<p>令和7年8月8日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 保管場所</p>		<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	<p>事後</p>	<p>ガバメントクラウドの利用の開始</p>
<p>令和7年8月8日</p>	<p>Ⅲリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容</p>		<p>◆物理的対策 &lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ◆技術的対策 &lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。②地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。⑤地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。⑦地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	<p>事後</p>	<p>ガバメントクラウドの利用の開始</p>

<p>令和7年8月8日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; &gt;・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・ 日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>事前</p>	<p>自治体中間サーバープラットフォーム更改</p>
<p>令和7年8月8日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>…中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p>…中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p>事前</p>	<p>自治体中間サーバープラットフォーム更改</p>

<p>令和7年8月8日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容</p>	<p>◆物理的対策 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</p> <p>◆技術的対策 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	<p>◆物理的対策 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。</p> <p>◆技術的対策 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p>	<p>事前</p>	<p>自治体中間サーバープラットフォーム更改</p>
<p>令和7年8月8日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 8. 監査 実施の有無</p>	<p>[ ]自己点検</p>	<p>[○]自己点検</p>	<p>事後</p>	
<p>令和7年8月8日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策</p>	<p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p>	<p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p>	<p>事前</p>	<p>自治体中間サーバープラットフォーム更改</p>